

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	山子沢 (山子沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足していること
- ②認定農業者等の高齢化が著しく、10年後に70歳以上の耕作者の割合が急増することが見込まれる
- ③農地が分散しており、集約化が急務であること
- ④湿田が点在していること

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻は、特別栽培米への取組を継続し、消費者に求められる安全・安心なコメ作りを実践していく。
- ・経営の安定を図るため、トマトやホウレン草、リンドウなどの高収益作物の栽培に取り組んでいく。
- ・農地の適正な活用のため、調整水田や自己保全管理農地にソバを作付けし、耕作放棄地の未然防止と共に、将来的には生産、加工、販売体制を構築し、6次産業化に取り組んでいく。
- ・労働不足や高齢化、農業技術の効果的な承継等に向けて、スマート農業を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	105 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、集落の担い手への集積・集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では、基盤整備の予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業後継者の研修や実習等を積極的に受け入れ、集落の新たな後継者となり得るようJAや普及センター、改良区など関係機関との連携を図り農地のあっせんや栽培技術指導まで、きめ細かな支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化や負担を軽減するため、地域の農業者や山子沢営農組合、JA新しいわて等への刈り取り作業、乾燥調製等の委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--